

5. 都市施設

C0501 都市施設の位置・内容等

本町は昭和56年4月13日に都市計画法の適用を受け町域面積の31.6%にあたる3,608haが都市計画区域に決定されている。都市施設整備は、平成6年に南佐久公共下水道が計画決定され、その後平成26年に、農業集落排水施設として整備された、松原地区及び八那池地区(約13ha)を公共下水道へ編入し、都市計画区域分約185haについて整備を進めている。

表5-1 都市施設の整備状況

(小海町調査(基準日:令和6年3月31日現在))

決定年月日※ ¹	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間※ ²	備考
平成6年1月20日	南佐久公共下水道	排水区域(汚水) 小海都市計画区域分 約 172ha 下水管渠(分流式汚水) 南佐久汚水幹線 幅員 0.4m～0.2m 延長 約4,310m 小海中継ポンプ場 面積 約140㎡ 2.2m ³ /分 2台 0.5m ³ /分 1台	平成9年11月～ 平成11年3月	
平成26年11月25日		排水区域(汚水) 排水区域の変更 小海都市計画区域分 約 185ha		農業集落排水施設として 整備された松原地区及び 八那池地区(約13ha)を公 共下水道へ編入

資料:産業建設課

※1.当初の決定年月日、都市計画の変更を行った場合は変更した年月日について、古い順に記入する。

※2.左側に事業開始年月日、右側に事業完了年月日を記入。現在事業中のものは事業期間を記入する。

事業に着手されていないものは記入しない。また、計画決定時にすでに完成しているものについては、

事業期間に記入せずその旨を備考欄に記入する。また、認可を受けていないものについてはその旨を備考欄に記入する。

※※都市計画道路・公園、その他都市施設は無し